

## 「憲章」について

### 憲章の制定

多様性を認め合う共生社会の実現に向けて県民運動を展開していくため、共生社会の具体的な姿を導き出し、県民一人ひとりが「我がごと」として考え、行動や活動をするための規範とするもの

※県民一人ひとりが体現できるよう、シンポジウムなどの場で共有するなど浸透を図る

### 憲章の体裁例【参考資料4】

#### ○前文

私たちは～

（共生社会像、県民の拠り所とするものであることを記載）

#### ○各項目

一、～します。

一、～やります。

一、～考えます。

### 留意事項

#### 1. 表現

○自発的に考え、行動するとの表現

○簡潔でわかりやすい、平易な表現

○不用意な表現は控える

#### 2. 制定後

○憲章はその推進状況に応じて、内容を更新することも想定